

平成29年死亡災害発生状況

(成田労働基準監督署管内)

	発生 月日	業種	災害発生状況
1	1/24	農業	被災者は、苗用の土の製造工程において、翌日に行う他品種の土の製造に備えるため、機械を停止し、ほうきを使用してコンベア部等の掃除を行っていた。清掃作業終了後、被災者は機械を起動させたが、シャフト部周辺に除去出来ていない土を発見したことから、これを手でかき落とそうとしたが、シャフト部には直角に9cm間隔でスクリーが存していたことから、右上腕が巻き込まれたもの。
2	2/8	その他の 小売業	スーパーマーケットの厨房において、グリーストラップ（油水分離阻集器）の清掃作業を行っていた被災者が、同グリーストラップに上半身を入れ逆さまになった状態で同僚に発見されたもの。
3	5/27	陸上貨物 取扱業	帰宅途中、乗用車を運転中に具合が悪くなり、道路の中央で意識がない状態で病院に運ばれ、心不全で死亡したもの。調査の結果、被災者の過重労働が認められた。
4	8/11	水運業	観光船の最前部で立って船頭をしていた被災者が、橋桁底部のH鋼と、観光船の屋根との間に頭部をはさまれたもの。
5	8/26	その他の 事業	倉庫内に4段に積んでいたフレコンバッグ（米が入ったもの。重さ約1トン。高さ約1.1メートル。）のはいの一部に崩れる気配があったため、被災者がはい替えを行うためにフォークリフトを運転して手前のフレコンバッグを移動させようとしたところ、フレコンバッグのはいが崩れ出し、それに気付いた被災者はフォークリフトから降り避難しようとしたが、その方向にフレコンバッグのはいが崩れ、被災者はフレコンバッグの下敷きとなったもの。

平成29年重大災害発生状況

(成田労働基準監督署管内)

	発生 月日	業種	災害発生状況
1	4/16	航空業	海外出張中、宿泊先のホテルから、事業場が手配した中型ワゴン車に乗車して空港に向かう途中、当該ワゴン車が信号待ちで停車しているところに後続の乗用車が追突し、客室乗務員3名が負傷したもの。

¹重大災害とは一度に3人以上が死傷またはり病した災害・事故、爆発・火災、有害物質の大量漏えい、職業性疾病などであって、行政上注目すべき災害または特異な災害である。